

## 岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）修正（案）の概要

国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、所要の修正を行う。

### <修正のポイント>

#### ■防護措置に関する修正（原子力災害対策指針 H27.4.22 改定分）

##### ○UPZ外への屋内退避指示

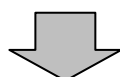
国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>UPZ外の対策は今後の課題とされていたところ、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、国が施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて、UPZ外の地域においても屋内退避を指示することとされた</li> </ul>
-------------	--



県 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の指示に基づく屋内退避の実施を基本とする旨を規定。加えて、従前のおり、国の指示がない場合でも県が必要と判断する場合には、対策強化地域における屋内退避を指示する旨についても規定</li> </ul>
-------------	--

##### ○避難時の服用を前提とした安定ヨウ素剤の配布

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、国が緊急時モニタリング結果等に応じて、「避難や屋内退避等と併せて」安定ヨウ素剤の配布・服用を指示することとされていたところ、「避難や一時移転等と併せて」と改定された</li> </ul>
-------------	---



県 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避に併せて安定ヨウ素剤の配布準備を開始するとしていたものを、避難準備開始に併せて開始する旨に修正</li> </ul>
-------------	---

##### ○モニタリング体制の整備

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みを整備すると新たに規定</li> <li>SPEEDIに係る規定を削除</li> </ul>
-------------	--

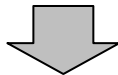


県 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と連携して、モニタリング情報共有システムを整備、維持する旨を規定</li> <li>SPEEDIに係る規定を削除</li> </ul>
-------------	---

■原子力災害医療に関する修正（原子力災害対策指針 H27.8.26 改定分）

○原子力災害医療調整官の配置

国 指 針	・原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携を進めるために、県災害対策本部内に、医師の派遣や傷病者の搬送等の調整を行う「原子力災害医療調整官」を配置することを新たに規定
-------------	---



県 計 画	・医療救護チームの副リーダー（健康福祉部次長）を原子力災害医療調整官として配置
-------------	---

○避難退域時検査に係る規定の追加

国 指 針	・避難住民に対する汚染検査（スクリーニング）を新たに「避難退域時検査」とし、その具体的な手順を明示
-------------	---



県 計 画	・避難退域時検査に係る規定を追加
-------------	------------------